

平成26年7月28日
地域政策課

川俣町及び川内村の復興整備協議会の設立について

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域については、これまでいわき市ほか5市町において、復興特区法に基づき、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業などを記載した復興整備計画を県と共同で作成し、インフラ整備を着実に進め土地利用再編を図っているところです。

一方で、内陸部の原発被災地域である市町村では、復興整備計画の最大のメリットである農地転用の特例措置が受けられず土地利用の再編が進んでいない状況です。

しかしながら、本年1月に農地法施行規則の改正があり、内陸部の原発被災地域でも復興整備計画を作成することで農地転用の特例措置を受けられることとなったことから、川俣町及び川内村の各町村と県が共同で復興整備計画を作成し、計画を協議する復興整備協議会を設立することとしました。

■農地法施行規則の改正（H26.1）■

【変更前】

復興に必要な土地利用再編を図るため復興整備計画を作成することにより津波被災地域に限り、第1種農地の転用の特例措置が適用されていた。

【変更後】

避難指示区域の住民帰還を促進するため、復興整備計画を作成することにより内陸部の原発被災地域においても、第1種農地の転用の特例措置が適用されるようになった。

(川俣町及び川内村復興整備協議会設立会議)

- 日 時 平成26年8月1日（金）午後1時30分から（予定）
- 場 所 県庁本庁舎5階 正庁
- 参加者 川俣町、川内村、県（関係各課長）、福島復興局、東北農政局等

(第1回川俣町復興整備協議会会議（設立会議終了後）)

- 協議事項 川俣町復興整備計画（産業団地整備事業やメガソーラー整備事業を記載）
（予定） ①農用地利用計画の変更
②2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（農地転用許可）
- 参加者 川俣町、県（関係各課長）、福島復興局、東北農政局、町農業委員会、新ふくしま農業協同組合

(第1回川内村復興整備協議会会議（川俣町会議終了後）)

- 協議事項 川内村復興整備計画（再生可能エネルギー導入促進事業を記載）
（予定） ①農用地利用計画の変更
②2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（農地転用許可）
- 参加者 川内村、県（関係各課長）、福島復興局、東北農政局、村農業委員会、ふたば農業協同組合

復興特区法に基づく復興整備計画作成市町村（H26.8.1現在）

■川俣町の協議事項■

農地転用（面積約7.0ha）に関する農林水産大臣の同意

【復興整備事業】

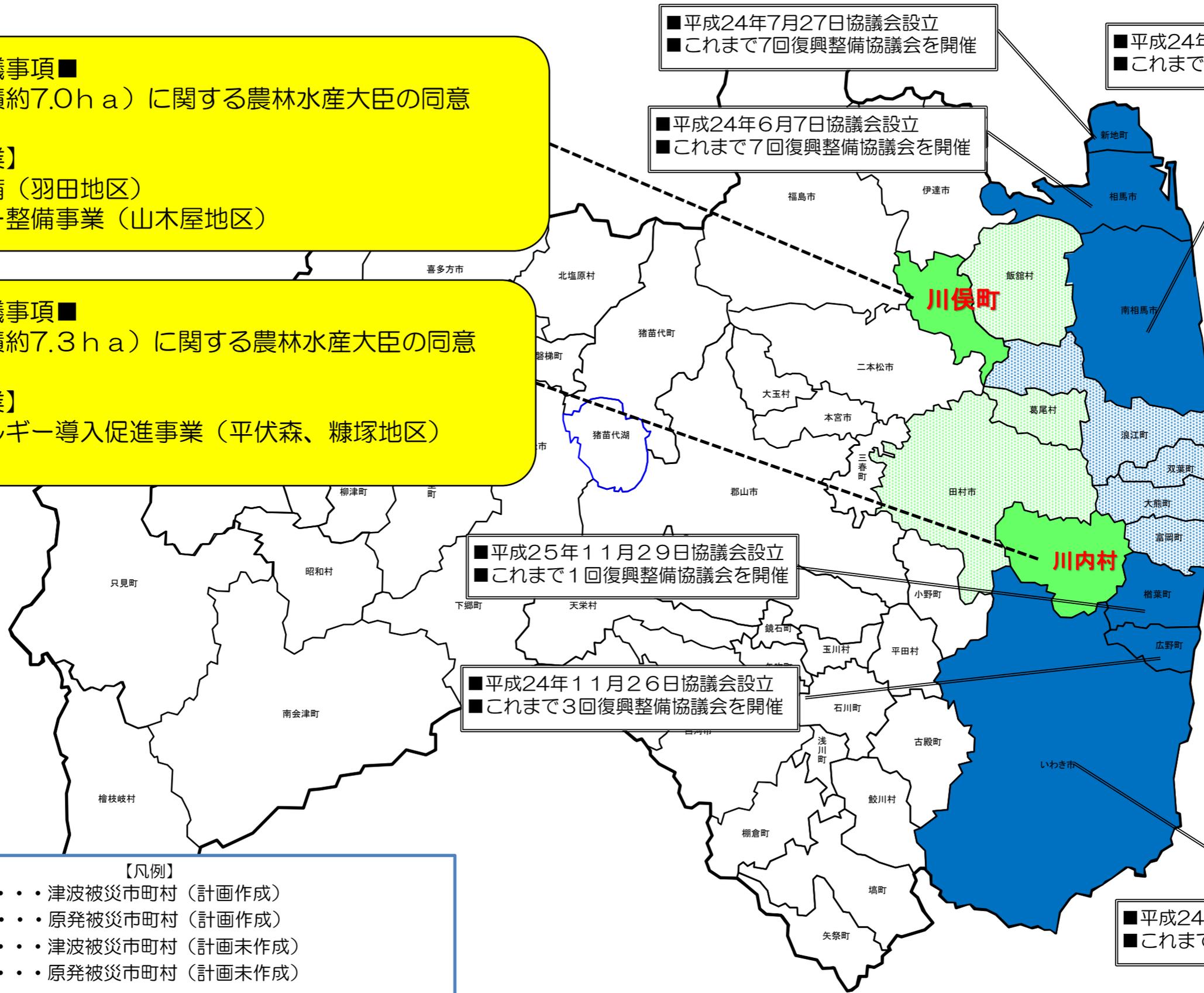
- ①産業団地整備（羽田地区）
- ②メガソーラー整備事業（山木屋地区）

■川内村の協議事項■

農地転用（面積約7.3ha）に関する農林水産大臣の同意

【復興整備事業】

再生可能エネルギー導入促進事業（平伏森、糠塚地区）



【凡例】

- 津波被災市町村（計画作成）
- 原発被災市町村（計画作成）
- 津波被災市町村（計画未作成）
- 原発被災市町村（計画未作成）

復興特区に基づく復興整備計画作成状況 (H26.8.1現在)

No.	市町村名	復興整備協議会	協議会 開催回数	主な協議事項
1	いわき市	平成24年6月7日設立	9回	【農地転用関係】防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、土地区画整理事業等 【都市計画の決定・変更】震災復興土地区画整理事業、都市公園事業等 【区域の変更】土地利用基本計画の変更、地域森林計画区域の変更等
2	相馬市	平成24年6月7日設立	7回	【農地転用関係】防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等 【都市計画の決定・変更】都市公園事業等 【区域の変更】土地利用基本計画の変更、地域森林計画区域の変更、農業振興地域の変更等
3	田村市	未設立	-	-
4	南相馬市	平成24年7月27日設立	8回	【農地転用関係】防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、園芸施設、太陽光発電施設用地整備事業等
5	川俣町	平成26年8月1日	1回	【農地転用関係】産業団地整備事業、メガソーラー整備事業 【区域の変更】農用地利用計画の変更
6	広野町	平成24年11月26日設立	3回	【農地転用関係】駅東側開発整備事業 【都市計画の決定・変更】道路・河川事業等
7	檜葉町	平成25年11月29日設立	1回	【農地転用関係】造成宅地活動崩落緊急対策事業
8	富岡町	未設立	-	-
9	川内村	平成26年8月1日	1回	【農地転用関係】再生可能エネルギー導入促進事業 【区域の変更】農用地利用計画の変更
10	大熊町	未設立	-	-
11	双葉町	未設立	-	-
12	浪江町	未設立	-	-
13	葛尾村	未設立	-	-
14	新地町	平成24年7月27日設立	7回	【農地転用関係】防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等 【都市計画の決定・変更】新地駅周辺津波復興拠点整備事業、JR常磐線移設環境アセス関係事業等 【区域の変更】土地利用基本計画の変更、地域森林計画区域の変更等
15	飯舘村	未設立	-	-

本県における復興特区制度の活用状況 (H26. 8. 1)

	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画																																																																										
制度概要	規制・手続等の特例や税制上・金融上の特例を受けるための計画	土地利用の再編に係る特例・手続の特例等を受けるための計画	交付金事業（大震災で著しい被害を受けた地域の復興のための事業）に関する計画																																																																										
作成主体	県、市町村が単独又は共同作成	市町村が単独又は県と共同して作成	市町村が単独又は県と共同して作成																																																																										
現況	■県計画（市町村と共同作成、※の計画は県単独） <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>特例内容・効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふくしま産業復興投資促進特区</td> <td>【課税の特例】 製造業等の企業の新・増設の促進、農林水産関連産業の集積による雇用機会の創出</td> </tr> <tr> <td>ふくしま医療関連産業復興特区 ※</td> <td>【事業者の資格要件の緩和】 医療産業の集積</td> </tr> <tr> <td>福島県保健・医療・福祉復興推進特区※</td> <td>【医師配置基準の緩和】 医療、福祉サービスの再生</td> </tr> <tr> <td>福島県確定拠出年金復興特区</td> <td>【中途脱退要件の緩和】 被災者の生活再建支援</td> </tr> <tr> <td>福島県復興推進計画（公営住宅）</td> <td>【入居資格要件緩和措置の延長】 【譲渡制限期間の短縮】 円滑な公営住宅の供給</td> </tr> <tr> <td>福島県応急仮設建築物復興特区</td> <td>【存続期間の延長】 地域の社会基盤の復興</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称	特例内容・効果	ふくしま産業復興投資促進特区	【課税の特例】 製造業等の企業の新・増設の促進、農林水産関連産業の集積による雇用機会の創出	ふくしま医療関連産業復興特区 ※	【事業者の資格要件の緩和】 医療産業の集積	福島県保健・医療・福祉復興推進特区※	【医師配置基準の緩和】 医療、福祉サービスの再生	福島県確定拠出年金復興特区	【中途脱退要件の緩和】 被災者の生活再建支援	福島県復興推進計画（公営住宅）	【入居資格要件緩和措置の延長】 【譲渡制限期間の短縮】 円滑な公営住宅の供給	福島県応急仮設建築物復興特区	【存続期間の延長】 地域の社会基盤の復興	■計画策定可能市町村 <ul style="list-style-type: none"> ・津波被害で土地利用状況が大きく変化 ・原発事故で多数の住民が避難などのため、従来の土地利用を見直す必要がある地域を含む市町村 ■復興整備事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○防災集団移転促進事業 ○災害公営住宅整備事業 ○工業団地整備事業 ○太陽光発電施設用地整備事業 ○駅周辺津波拠点整備 ○駅周辺開発整備事業 など ■特例措置・手続の特例 <ul style="list-style-type: none"> ①農地転用許可（8市町村） ②都市計画の決定・変更（4市町） ③土地利用基本計画の変更（3市町） ④環境アセスの特例（1町） など ■各市町村の協議会開催状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>市町村名</th> <th>設立</th> <th>開催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>いわき市</td><td>H24. 6. 7</td><td>9回</td></tr> <tr><td>2</td><td>相馬市</td><td>H24. 6. 7</td><td>7回</td></tr> <tr><td>3</td><td>南相馬市</td><td>H24. 7. 27</td><td>8回</td></tr> <tr><td>4</td><td>川俣町</td><td>H26. 8. 1</td><td>1回</td></tr> <tr><td>5</td><td>広野町</td><td>H24. 11. 26</td><td>3回</td></tr> <tr><td>6</td><td>楢葉町</td><td>H25. 11. 29</td><td>1回</td></tr> <tr><td>7</td><td>川内村</td><td>H26. 8. 1</td><td>1回</td></tr> <tr><td>8</td><td>新地町</td><td>H24. 7. 27</td><td>7回</td></tr> </tbody> </table>	No.	市町村名	設立	開催	1	いわき市	H24. 6. 7	9回	2	相馬市	H24. 6. 7	7回	3	南相馬市	H24. 7. 27	8回	4	川俣町	H26. 8. 1	1回	5	広野町	H24. 11. 26	3回	6	楢葉町	H25. 11. 29	1回	7	川内村	H26. 8. 1	1回	8	新地町	H24. 7. 27	7回	■対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ○基幹事業 復興に必要なハード事業（5省40事業）※現在、4省29事業を活用 ○効果促進事業 基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業 ■主な採択事業 <ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅整備事業 733億円（14市町村） ○防災集団移転促進事業 468億円（8市町） ○道路事業 237億円（8市町） ○都市公園事業 191億円（4市町） ○土地区画整理事業 168億円（3市町） ○農山漁村地域復興基盤総合整備事業 116億円（5市町） ○水産業共同利用施設復興整備事業 94億円（4市町） ■これまでの交付額（1～9回） （億円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>方部</th> <th>実施市町村</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河市、西郷村、矢吹町、矢祭町、塙町</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>会津若松市</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>全市町村</td> <td>1,324</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>いわき市</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32市町村</td> <td>2,573</td> </tr> </tbody> </table>	方部	実施市町村	交付額	県北	福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町	12	県中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町	120	県南	白河市、西郷村、矢吹町、矢祭町、塙町	49	会津	会津若松市	20	相双	全市町村	1,324	いわき	いわき市	1,048	計	32市町村	2,573
	計画名称	特例内容・効果																																																																											
	ふくしま産業復興投資促進特区	【課税の特例】 製造業等の企業の新・増設の促進、農林水産関連産業の集積による雇用機会の創出																																																																											
	ふくしま医療関連産業復興特区 ※	【事業者の資格要件の緩和】 医療産業の集積																																																																											
	福島県保健・医療・福祉復興推進特区※	【医師配置基準の緩和】 医療、福祉サービスの再生																																																																											
	福島県確定拠出年金復興特区	【中途脱退要件の緩和】 被災者の生活再建支援																																																																											
	福島県復興推進計画（公営住宅）	【入居資格要件緩和措置の延長】 【譲渡制限期間の短縮】 円滑な公営住宅の供給																																																																											
	福島県応急仮設建築物復興特区	【存続期間の延長】 地域の社会基盤の復興																																																																											
	No.	市町村名	設立	開催																																																																									
	1	いわき市	H24. 6. 7	9回																																																																									
2	相馬市	H24. 6. 7	7回																																																																										
3	南相馬市	H24. 7. 27	8回																																																																										
4	川俣町	H26. 8. 1	1回																																																																										
5	広野町	H24. 11. 26	3回																																																																										
6	楢葉町	H25. 11. 29	1回																																																																										
7	川内村	H26. 8. 1	1回																																																																										
8	新地町	H24. 7. 27	7回																																																																										
方部	実施市町村	交付額																																																																											
県北	福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町	12																																																																											
県中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町	120																																																																											
県南	白河市、西郷村、矢吹町、矢祭町、塙町	49																																																																											
会津	会津若松市	20																																																																											
相双	全市町村	1,324																																																																											
いわき	いわき市	1,048																																																																											
計	32市町村	2,573																																																																											
	■市町村計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作成主体</th> <th>特例内容・効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南相馬市</td> <td>【応急仮設建築物の存続期間延長】 地域の社会基盤の復興</td> </tr> <tr> <td>いわき市（サンシャイン観光推進特区）</td> <td>【課税の特例】 観光関連産業の集積</td> </tr> <tr> <td>21市町村（36計画）※</td> <td>【利子補給金の支給】 中核企業の新・増設を促進</td> </tr> </tbody> </table>	作成主体	特例内容・効果	南相馬市	【応急仮設建築物の存続期間延長】 地域の社会基盤の復興	いわき市（サンシャイン観光推進特区）	【課税の特例】 観光関連産業の集積	21市町村（36計画）※	【利子補給金の支給】 中核企業の新・増設を促進																																																																				
作成主体	特例内容・効果																																																																												
南相馬市	【応急仮設建築物の存続期間延長】 地域の社会基盤の復興																																																																												
いわき市（サンシャイン観光推進特区）	【課税の特例】 観光関連産業の集積																																																																												
21市町村（36計画）※	【利子補給金の支給】 中核企業の新・増設を促進																																																																												
	※企業1社ごとに1つの計画を策定																																																																												